54. 欠番
55. 01～26、52、53に該当しない乗用車（自家用：3/100、営業用：2/100）
56. 01～55に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

15　上記14の01～51、55のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「Ａ」、「Ｂ１」又は「Ｂ２」のいずれか該当する項目を選択すること。「Ａ」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「Ａ」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「Ｂ１」、「Ｂ１」以外のものを「Ｂ２」という。
（い）最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。　（ろ）乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
（は）運転室の前方に原動機を有するものであること。

16　「バリアフリー・ＡＳＶ特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
01. ノンステップバス〈1,000万円控除〉（R7.3.31まで）
02. リフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバス）〈800万円控除〉（R7.3.31まで）
03. リフト付きバス（乗車定員30人以上）〈650万円控除〉（R7.3.31まで）
04. リフト付きバス（乗車定員30人未満）〈200万円控除〉（R7.3.31まで）
05. ユニバーサルデザインタクシー〈100万円控除〉（R7.3.31まで）
06. ＡＳＶ（側方衝突警報装置及び衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（８t超トラック（被けん引車を除く。））〈350万円控除（R6.4.30まで）〉
07. ＡＳＶ（側方衝突警報装置搭載車両）（８t超トラック（被けん引車を除く。））〈175万円控除（R6.4.30まで）〉
08. ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（バス等）〈175万円控除（R7.3.31まで）〉
09. ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載車両）（3.5t超トラック（被けん引車を除く。））〈175万円控除（R7.3.31まで）〉

17　「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことをいう。